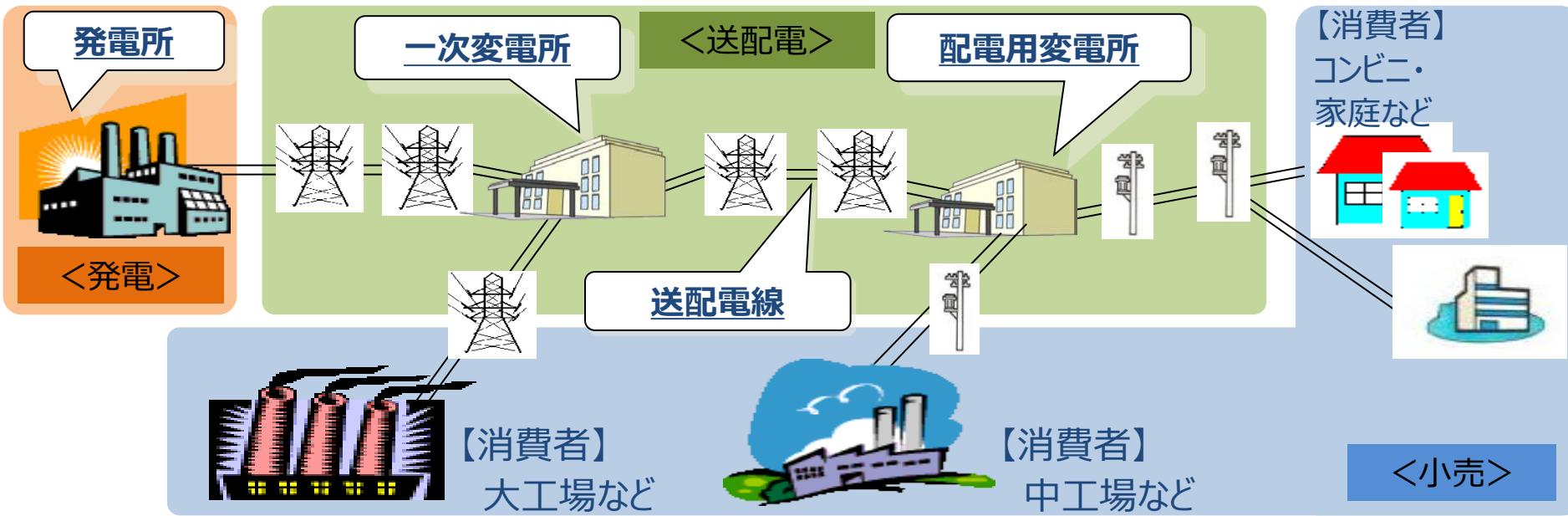


電力及びガスの小売全面自由化について

平成29年2月14日 大阪会場
経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会

日本の電力供給の仕組み

- 電力は、発電所 → 送電線 → 変電所 → 配電線 の経路をたどり、各消費者まで供給されます。
- 電力供給システムは、発電部門（発電所）、送配電部門（発電所から消費者まで）、小売部門（消費者とのやりとり）の大きく3つの部門に分類されます。
- 平成28年4月の小売全面自由化により、小売部門への参入が全面的に自由化されました。
※発電部門は既に原則参入自由、安定供給を担う送配電部門は政府が許可した企業以外は参入不可。
※一般送配電事業者が管理・運営する送配電線を借りて（託送）、小売電気事業者は電気を消費者に届けます。



家庭でも電気の購入先が自由に選べるようになりました

- 従来、各家庭は地域の電力会社（関西地方であれば関西電力）から電気を購入。
- 平成28年4月1日からは、一般家庭向けの電力の小売販売への新規参入が可能になり、全ての消費者が電力会社や料金メニューを自由に選択可能。
※ 企業など大口消費者向けの電気の販売は、これまで自由に選択可能。
- 一方、消費者保護のため、少なくとも平成32年3月末までは、小売自由化前と同じ電力会社・料金メニュー（＝経過措置メニュー（規制料金））で電力を購入可能。
- 新規参入者が電気を販売するには、政府に申請をし、登録を受けることが必要。

家庭向け電力販売への参入を行っている事業者



石油元売会社



再生可能エネルギー発電会社



通信会社



都市ガス会社・LPGガス販売会社



不動産管理会社



旅行代理店

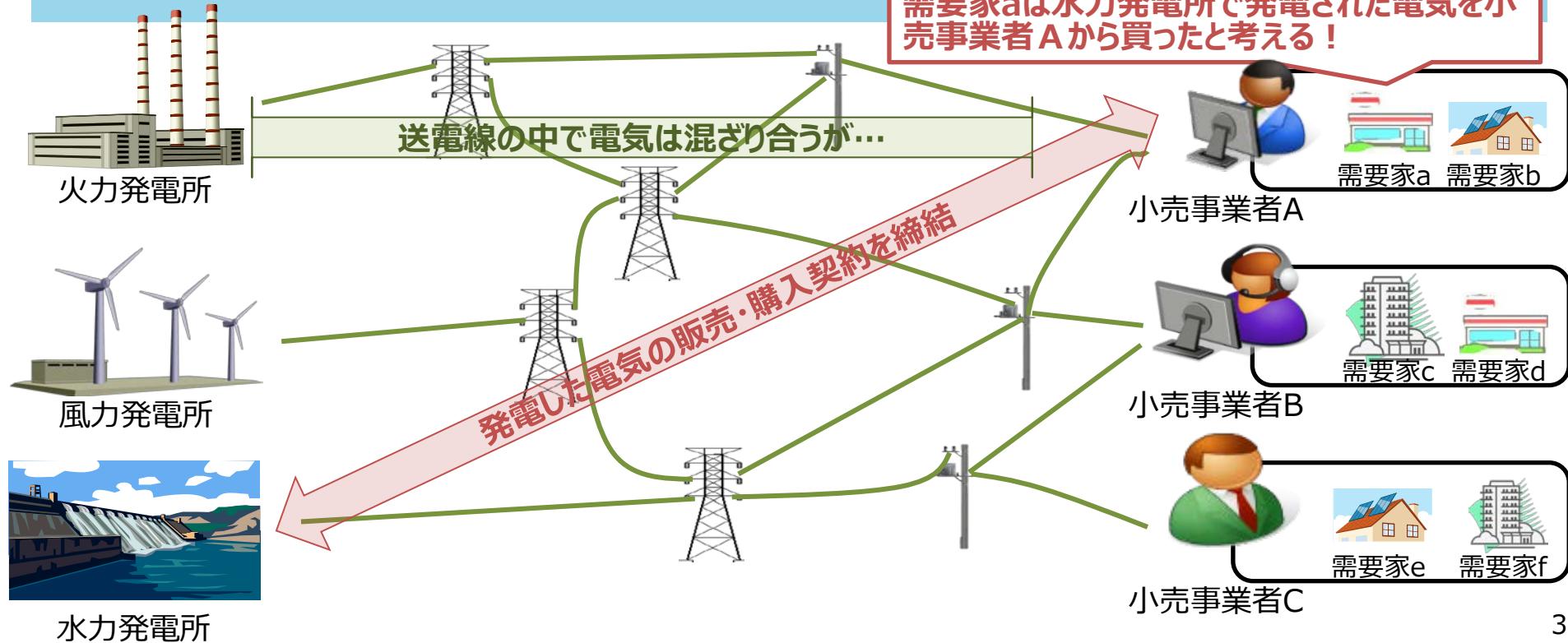


鉄道会社

etc.

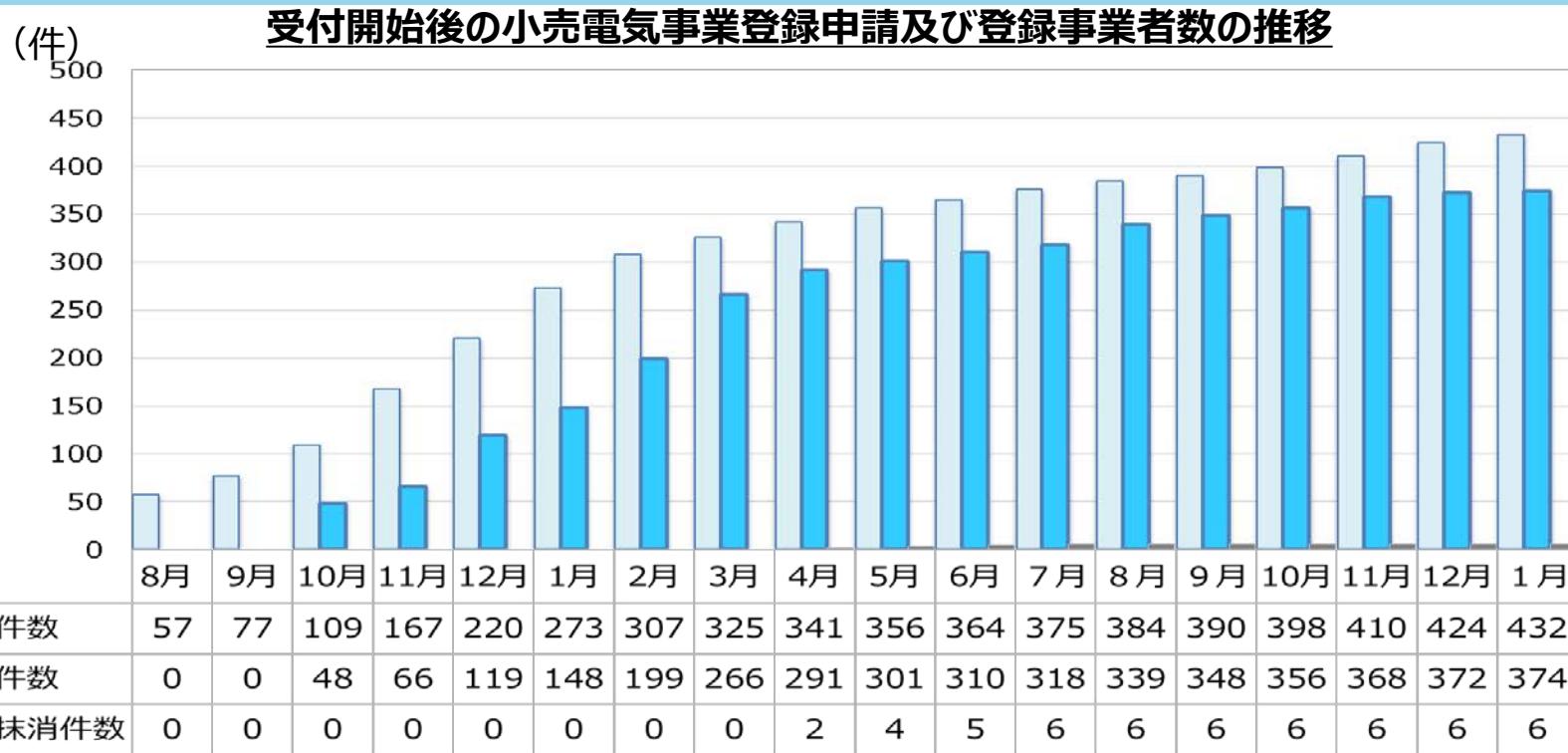
電源特性をセールスポイントにしたメニューの設定も可能です

- 小売事業者は、発電所から電気を買って、需要家に（同じ量の）電気を売っている。
- 各地の発電所で発電した電気は送電線の中で混ざり合うが、小売事業者が買った電気がそのまま需要家に供給されていると考える。



小売電気事業者の登録数の伸び

- 平成27年8月の事前登録申請の受付開始から1年余りの間に、約430件の小売電気事業者登録の申請があり、1月25日時点で374社を登録。



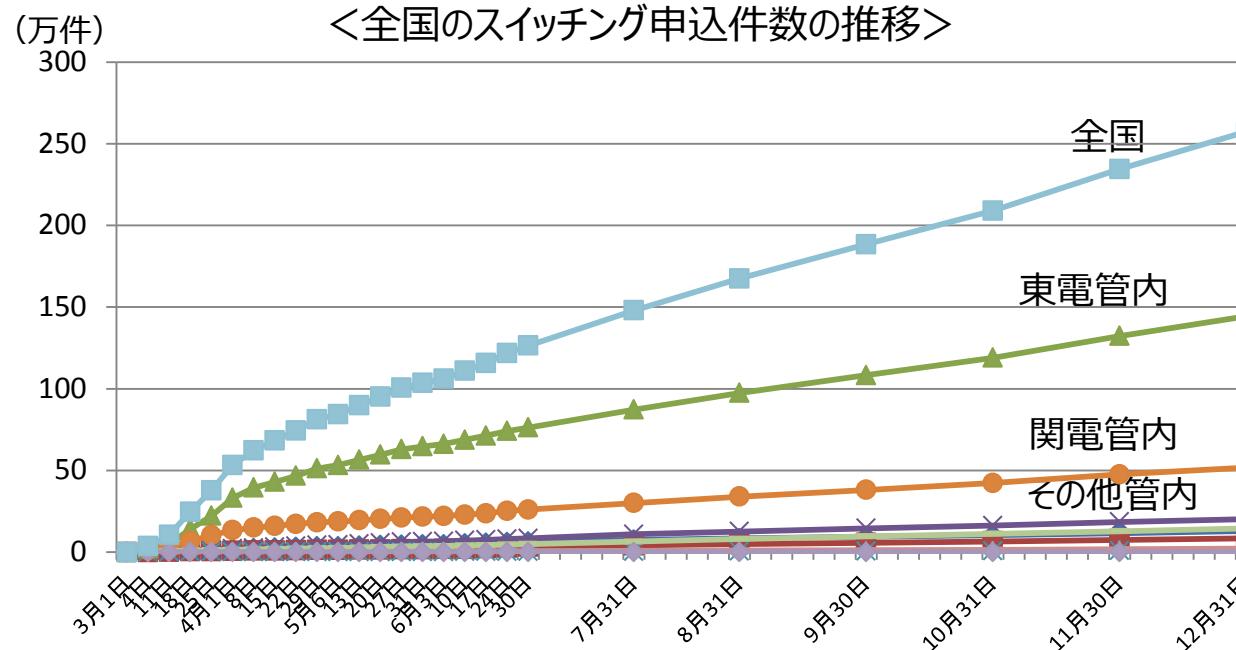
(備考) ○上記件数について、4月までの件数は月末時点。1月は1月25日までの登録件数。

○登録件数とは、登録件数から登録抹消件数(1月25日時点で6件)を差し引いた件数。また、登録抹消件数とは、事業の承継や廃止等により小売電気事業の廃止届出等を行った事業者数。

スイッチングの申込状況

- 広域機関によると、スイッチング支援システムを通じた12月31日時点での契約先の切替え（スイッチング）の申込件数※は、約257万件（全体の約4.1%）となっている。

※自社内の契約切替え（規制→自由）を含まず、他社への契約先の切替えの件数に限る。
- 他方、9月末時点での旧一般電気事業者の自社内の契約の切替え（規制→自由）の申込件数は合計約176万件であり（全体の約2.8%）、上記スイッチング件数と合わせた契約切替えの申込件数は合計約433万件（全体の約6.9%）となっている。



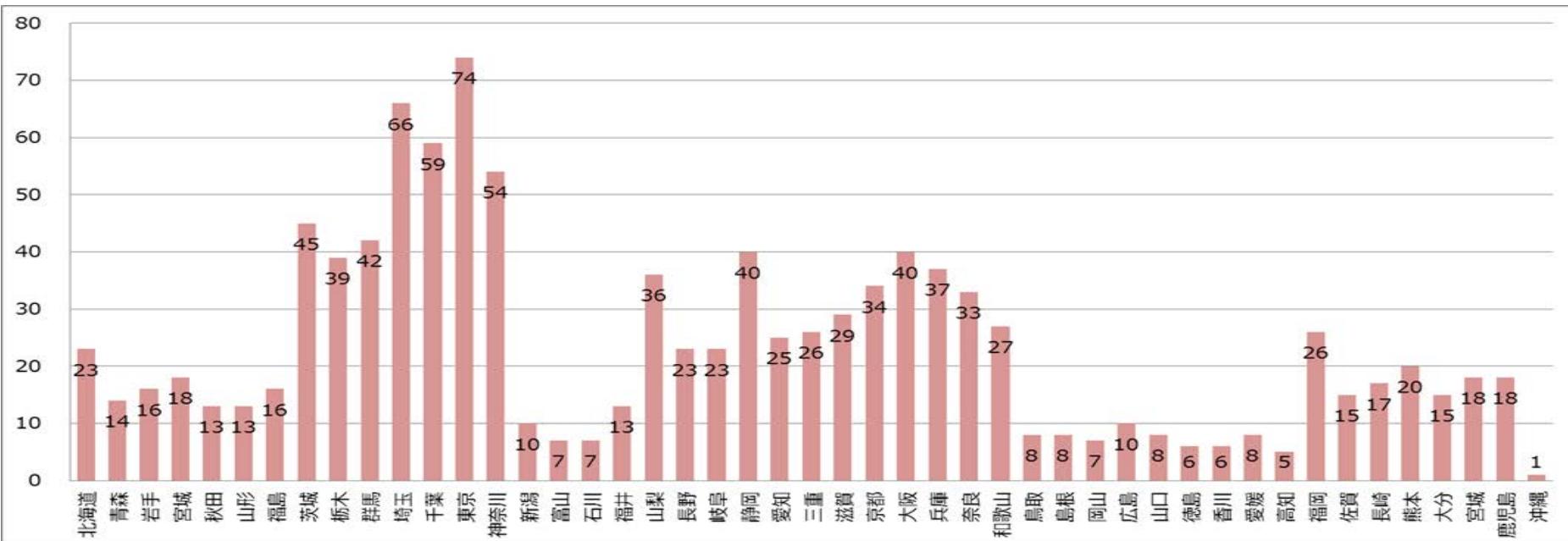
管内	申込件数 【単位：万件】	率（※） 【単位：%】
北海道	12.92	4.68
東北	8.47	1.55
東京	144.38	6.29
中部	20.28	2.66
北陸	1.23	0.99
関西	51.79	5.14
中国	1.66	0.47
四国	2.10	1.08
九州	14.62	2.35
沖縄	0.00	0.00
全国	257.45	4.12

（※）2015年度の一般家庭等の通常の契約口数（約6,253万件）を用いて試算

都道府県別的新規参入の状況

- 地域別には、東京・中部・関西・九州など、都市圏において多くの小売電気事業者が新規参入している。
- 北陸（富山県・石川県）・四国（高知県・徳島県・香川県・愛媛県）では供給を行っている小売電気事業者の数は相対的に少ないが、一定数は存在する。

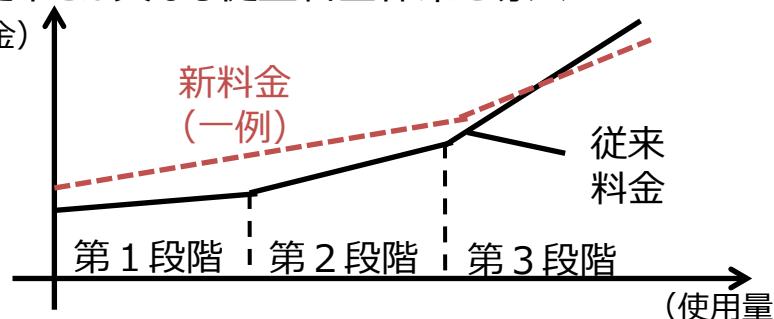
供給実績がある小売電気事業者（都道府県別・低圧）



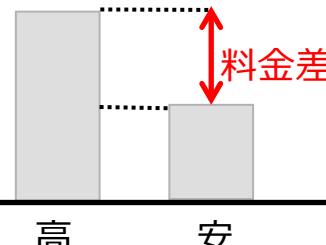
新料金プランの分類

- これまでに発表された様々な新料金プランを料金面での特徴に着目して分類すると、
①段階別料金、②セット割、③時間帯別料金、④その他（節電割引等）に分かれる。

- ①段階別料金（各電力会社 等）
→従来とは異なる従量料金体系を導入
(料金)

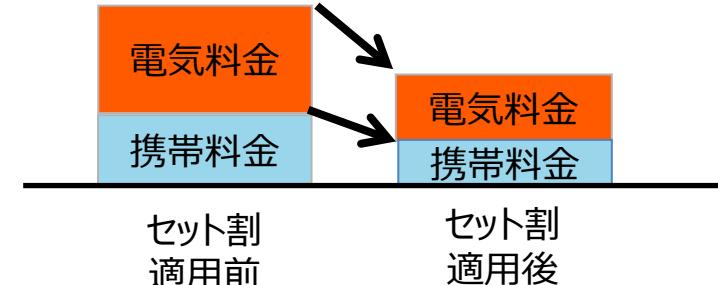


- ③時間帯別料金（各電力会社 等）
→時間帯に応じて、料金差を付ける

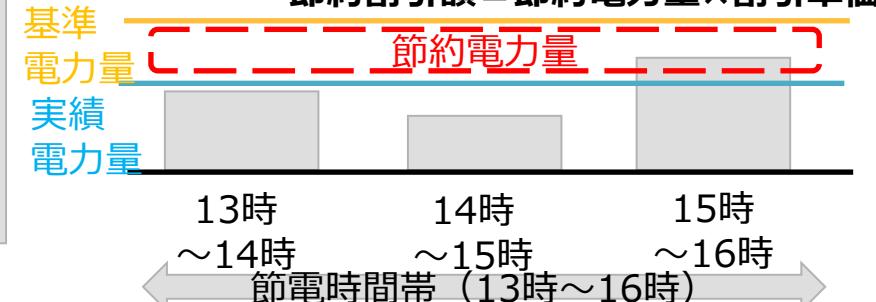


料金単価を変える単位（例）
昼間 ⇄ 夜間
平日 ⇄ 休日
夏 ⇄ 冬

- ②セット割（東京ガス、ソフトバンク 等）
→ガスや通信等とセットで販売し、割引を実施



- ④節電割引（北陸電力）
→指定日時に節電すると、実績に応じ割引を実施
 $\text{節約割引額} = \text{節約電力量} \times \text{割引単価}$



変更しない理由

変更しない理由として過半数を占めるものには、実は誤解が多い



電力会社を変えると、停電の頻度や
電気の質が変わってしまう

49%



契約する会社が倒産すると、
電気の供給が直ぐに止まる

56%



変更する際は、現在の電力会社と、
変更先の電力会社の両方と
手続きをしなくてはいけない

50%



スマートメーターを設置すると
費用が発生する

54%

変更しない理由

変更しない理由として過半数を占めるものには、実は誤解が多い

正解は…

電力会社を変えても、
停電の頻度や電気の質は同じです。

電力会社を変えると、停電の頻度や
電気の質が変わってしまう

49%

正解は…

新たな供給元が見つかるまでの間は、
地域の電力会社から供給されるので、
直ぐに止まることはありません。

契約する会社が倒産すると、
電気の供給が直ぐに止まる

56%

正解は…

原則変更先の電力会社に
申し出るだけで大丈夫です。

変更する際は、現行の電力会社と、
変更先の電力会社の両方と
手続きをしなくてはいけない

50%

正解は…

原則費用はかかりません。

スマートメーターを設置すると
費用が発生する

54%

変更した人の声

変更した人の満足度は、概ね高い



手続きが簡単だった

82%



所要時間30分未満

60%



月々安くなった

56%



満足度は「自分がほしいレベル以上」

89%

はじめの一歩アクション

変更を検討するにはまずはこんなアクションから



料金比較サイトをチェックしてみる



お住まいのエリアの
電力会社一覧情報を確認する



家の中の他のインフラと組み合わせる



自分のライフスタイルを考えて
最適なプランを知る

電気の購入先を切り替える際に必要な情報

- 電気の購入先を切り替える際には、①氏名、②現在契約を結んでいる電力会社名(=切替前の購入先)、③お客様番号、④供給地点特定番号、⑤切替希望日が必要。



①氏名

✓ ご契約者は誰か。請求書にどのように記載されているか
(漢字か、カタカナか等)

いつもご利用いただきありがとうございます
電気ご使用量のお知らせ

関電 太郎 様

お客様番号 **01 23 4567 89 0123**

供給地点特定番号 **06 0012 3456 7890 1231 1000**

○ ● ○ 月分 ご使用期間 ○月○日 ~ ○月○〇日

ご契約 内 容 従量電灯A

③お客様番号

④供給地点特定番号
(平成28年1月以降の請求時に記載)

✓ 供給を受けようとする需要場所を特定するために付される22桁の番号
✓ ご不明な場合は、その旨を新たに供給契約を結ぶ事業者にお伝え下さい

電気の販売契約を結ぶ際に消費者が注意すべきこと

- 電気を販売する「小売電気事業者」は、販売契約を結ぶ際に、消費者に対し電気料金などを書面を渡して説明をすることが法律上義務付けられている。
- また、契約締結後は、そうした契約内容について記載した書面を消費者に交付することも同じく法律上義務付けられている。

消費者が注意すべきポイント

- ✓ 小売電気事業者の社名や連絡先
- ✓ いつから電気を供給するのか？
- ✓ 契約期間はいつからいつまでか？
- ✓ 契約期間満了後の契約更改手続きはどのようになるのか？
- ✓ 毎月の電気料金はいくらか？どうやって算定するのか？
- ✓ 通常の手続きに加え必要な工事などがある場合、消費者が負担する費用はいくらか？
- ✓ 電気料金の割引がある場合には、それはいくらか？割引の対象期間はいつまでか？
- ✓ 契約期間内に解約する場合の制約はあるのか？解約手数料などは発生しないのか？ など

国民生活センターや本委員会等に寄せられた相談事例とアドバイス

①電力会社を名乗る者から、「スマートメーターを取り付けると電気料金が半額になる」との勧誘があつたが、本当か。

⇒小売事業者を切り替えると原則スマートメーターが無料で設置されるので、電気料金の割引とは無関係。

②電力会社の代理店を名乗る者から、「料金プランをご案内するため、手元にある請求書の写真を撮らせて欲しい。」と言われ、写真を撮られた上で、パンフレットとともに承諾書の署名を求められた。署名をしたら、契約締結となるのではないかと心配。

⇒請求書情報の提供を承諾しただけであれば、契約を締結したことにはならない。内容を確認することが重要。

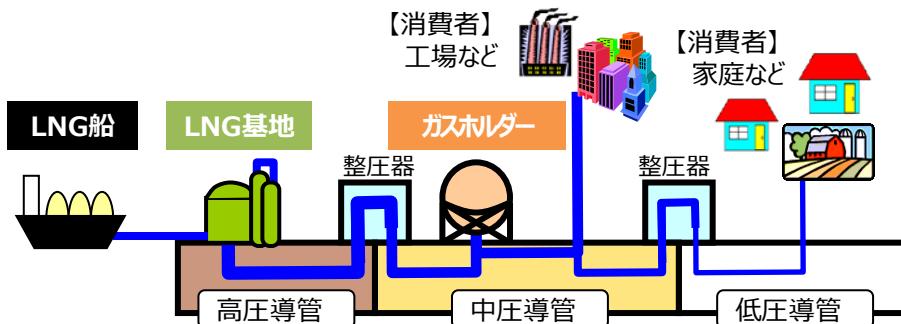
③電力会社の関連会社を名乗る人から「自由化になるが、電気代を無料にする話がある」と言われ話を聞いたが、太陽光パネルで発電・売電すれば電気代が安くなるということでパネルのセールスだった。

⇒「電気代が安くなる」という場合は、どういった条件で安くなるのか要確認。仮にそれがセット場合による割引の場合、セット販売される商品やサービスが自身にとって不要ならば、きちんとその旨を意思表示。

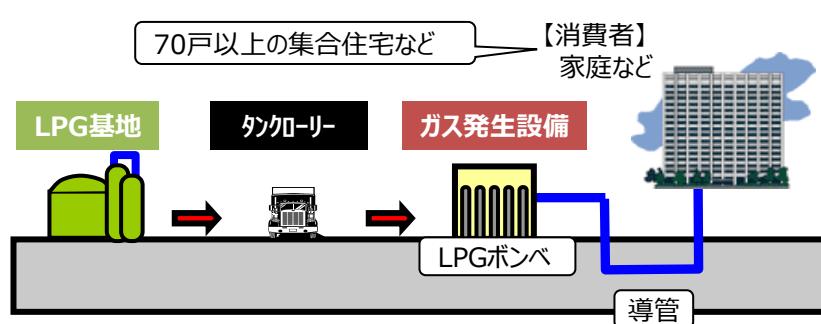
日本のガス供給の仕組み

- 家庭などへのガスの供給については、①LNG基地から導管でガスを供給する「都市ガス」、②団地などで簡易なガス発生設備から導管でガスを供給する「簡易ガス」がある。
- 加えて、戸建て住宅などに設置したガスボンベなどでガスを供給する「LPガス」がある。

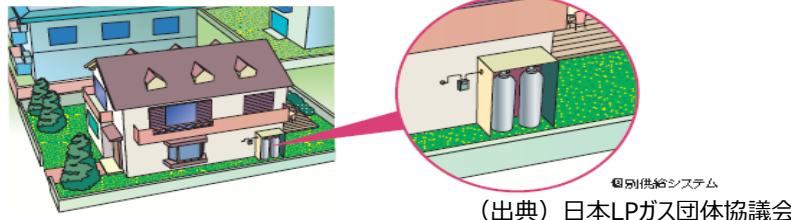
①都市ガスの供給イメージ



②簡易ガスの供給イメージ



③LPガスの供給イメージ

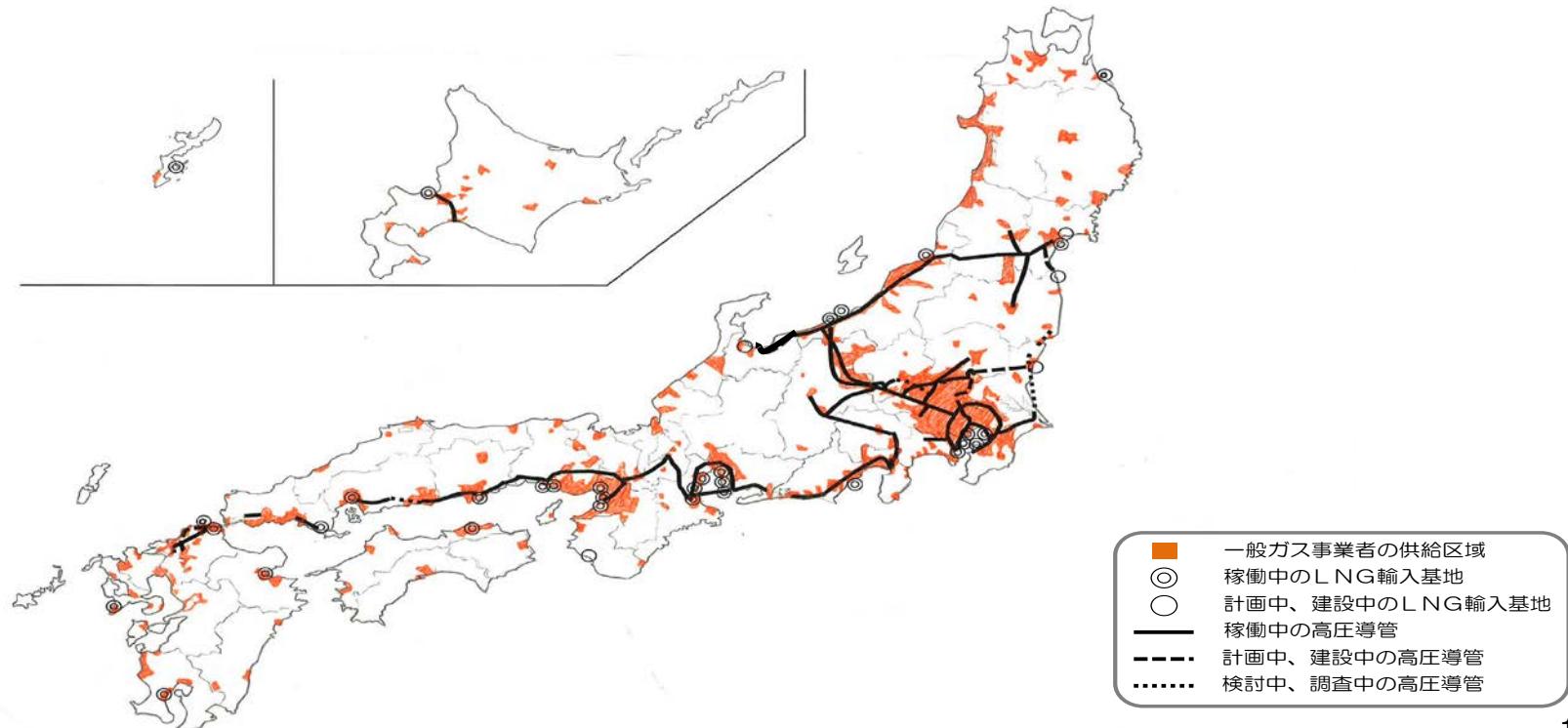


■ガスの種別需要家規模（平成27年度）

	需要家件数	ガス販売量
①都市ガス	約2,635万件	363億m ³ /年
②簡易ガス	約117万件	1.5億m ³ /年
③LPガス	約2,450万件	68億m ³ /年

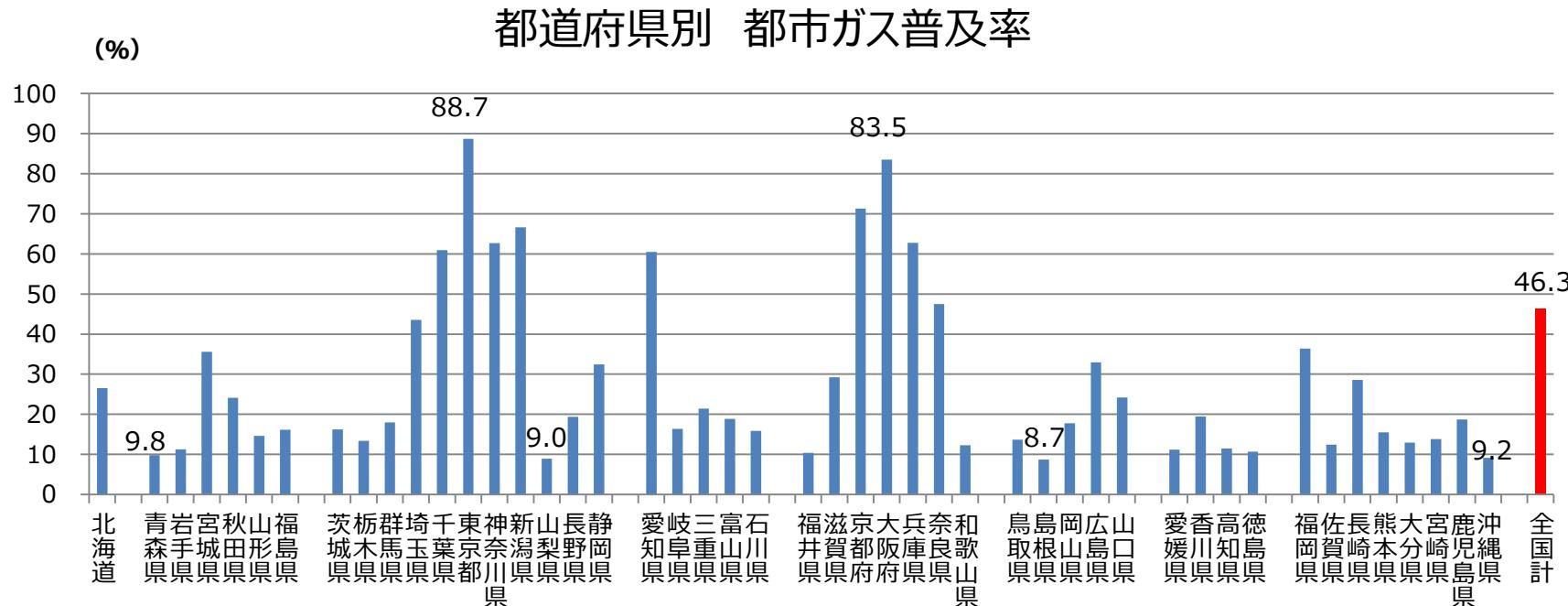
一般ガス事業者の供給エリア及びガス導管網の整備状況

- 都市ガス導管網が敷設された供給区域は国土全体の約 6 %。
(供給区域内世帯数は全国世帯数の約 3 分の 2)
- 近年、長距離の都市ガス導管が整備されたが、東京・名古屋間でも未接続。



都市ガス普及率

- 我が国の都市ガス普及率は約 46%（平成 26 年度末）。
- 東京や大阪は 80% を超えるものの、10% を下回る道府県が多い。

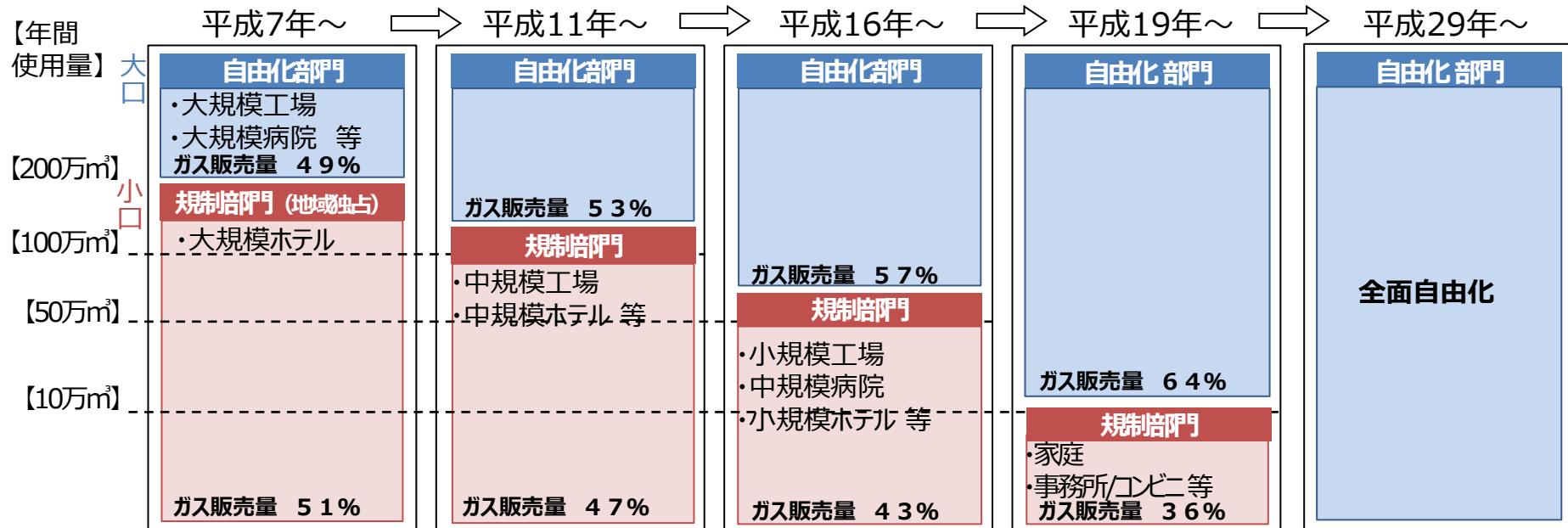


(注) 一般ガス普及率は、都道府県別調定数／都道府県別世帯数

(出所) ガス事業便覧、総務省データを基に事務局作成

ガスの小売自由化の経緯

- 都市ガスの供給については、これまで都市ガス会社が独占的に供給してきたが、平成7年から大口を対象とした部分自由化を開始。
- 本年4月からは家庭を含む全ての都市ガスの利用者が供給元を選べるようになる。

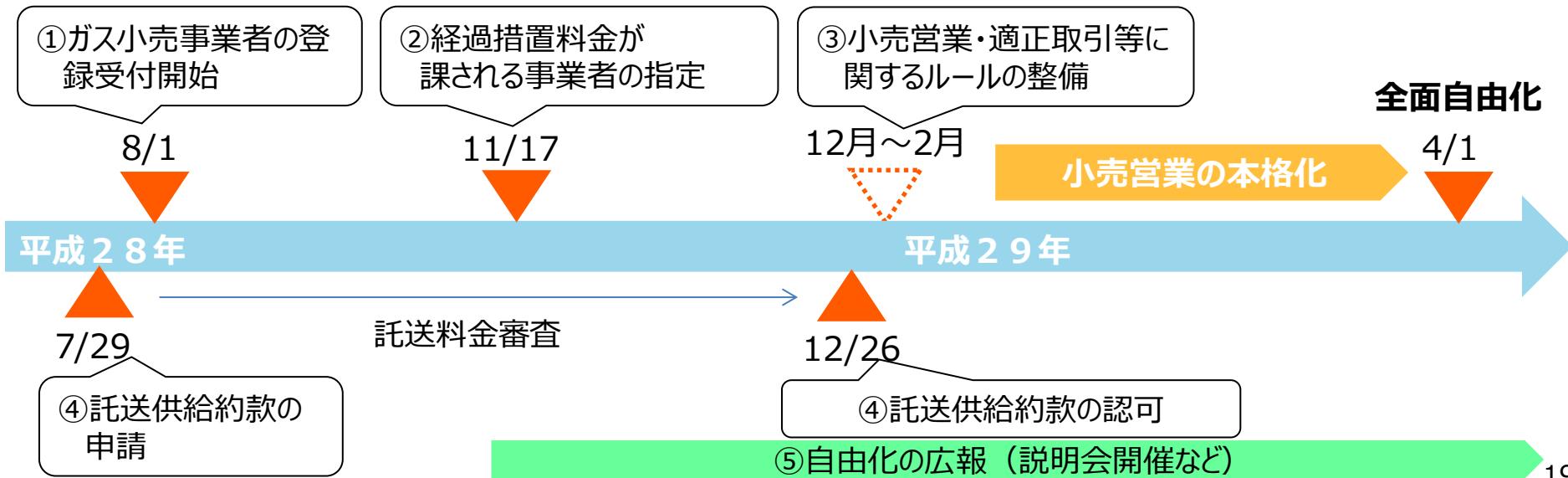


(注1) 小売全面自由化後も、需要家保護の観点から、競争が進展しない地域においては、経営指置として小売料金規制を存続させる。

(注2) 年間使用量の多寡によって大口・小口に分かれる。各シェアは大手10社のガス販売量に占める大口供給販売量の割合（平成26年度実績）。

ガスの小売全面自由化（本年4月）に向けた取組

- ①小売事業者の登録の審査 → これまでに22社が申請、12社（電力会社等）が登録
- ②経過措置（規制）料金が課される事業者の指定の審査 → 12事業者を指定（一般ガス事業者）
- ③小売営業・適正取引等に関するルールの整備
- ④託送供給約款・託送料金（ガス導管の利用ルール・利用料）の審査 → 認可
- ⑤自由化の広報



ガス小売事業者の登録状況について

- これまでに22社がガス小売事業の登録申請を実施。うち12社が登録済み。（2／8時点）

	関西電力	東京電力 エナジー パートナー	中部電力	日本 ファシリ ティー ソリュー ション	東北 天然ガス	熊本 みらい エル・ エヌ・ ジー	九州電力	筑後ガス 圧送	国際石油 開発帝石	三愛石油	四国電力	JX エネルギー
供給区域	近畿	関東	中部	関東	東北	九州	九州	九州	関東 北陸	関東 近畿 中国 九州	四国	北海道 東北 関東 中国
一般家庭 への 供給予定	あり	あり	あり	なし	なし	なし	あり	なし	なし	なし	なし	なし
株主・ 出資比率	-	東京電力 ホール ディングス 100%	-	東京電力 45% 三菱商事 35% 関電工 10% 山武 ビルシステム 10%	東北電力 55% 石油資源 開発 45%	九州ガス 51% 日本瓦斯 (鹿児島) 34% 石油資源 開発 15%	-	西部ガス 100%	-	-	-	-

ガスの販売契約を結ぶ際に消費者が注意すべきこと

- ガスを販売する「ガス小売事業者」は、販売契約を結ぶ際に、消費者に対しガス料金などを書面を渡して説明をすることが法律上義務付けられている。
- また、契約締結後は、そうした契約内容について記載した書面を消費者に交付することも同じく法律上義務付けられている。

消費者が注意すべきポイント

- ✓ ガス小売事業者の社名や連絡先
- ✓ いつからガスを供給するのか？
- ✓ 契約期間はいつからいつまでか？
- ✓ 契約期間満了後の契約更改手続きはどのようになるのか？
- ✓ 毎月のガス料金はいくらか？どうやって算定するのか？
- ✓ 通常の手続きに加え、ガス管の敷設の工事が必要な場合、消費者が負担する費用はいくらか？
その支払い方法はどうなるのか？（機器設置等の工事が必要な場合についても注意が必要）
- ✓ ガス料金の割引がある場合には、それはいくらか？割引の対象期間はいつまでか？
- ✓ 契約期間内に解約する場合の制約はあるのか？
- ✓ 契約を解約する場合、設備費や消費機器のリースなども含め、解約手数料などは発生しないのか？
発生する場合にはいくらになるのか？ など

都市ガスの小売全面自由化に関するQ & A

「小売事業者を切り替えたい時は誰に連絡すれば良いのでしょうか？」

→ 原則として、新たに契約しようとしている小売事業者に連絡して下さい。ただし、オール電化の方やLPガスをお使いの方は、切替え前の事業者にも連絡をする必要があります。

「クーリング・オフはできるようになるのでしょうか？」

→ 本年4月以降のガスの供給について、同年3月31日以前に訪問販売や電話勧誘販売で供給契約を締結した場合、クーリング・オフの対象になります。
(本年4月以降の契約締結分についても対象とする方向で検討中)

「クーリング・オフ制度」とは？

…「クーリング・オフ」とは、契約した後、頭を冷やして(Cooling Off)冷静に考え方直す時間を消費者に与え、一定期間（訪問販売・電話勧誘販売については8日間）であれば無条件で契約を解除することができる特別な制度のことをいいます。

「新しい小売事業者からガスを買うと、保安面への影響があるのでしょうか？」

→ 消費者の所有する内管を含めたガス工作物の保安や、ガスの事故等に際し現場に部隊を出動させ被害拡大を防ぐ緊急時対応は、一般ガス導管事業者が担うことになります。
また、消費機器（ガスコンロ、ガス給湯器等）の調査や危険発生防止の周知等は、ガス小売事業者が担うことになります。
その上で、ガス事業者間において保安に関し連携・協力する義務が法律上定められており、具体的な連携ルール等が整備されています。

まとめ

- 昨年4月より地域の電力会社以外からも電気の購入が可能になり選択肢が拡大。
- 電力のスイッチは「簡単」で「満足度」も高い。
- この4月からはガスの小売も全面自由化。
- 電力・ガス共にご契約に際しては注意が必要。事業者の説明をよく聞いて、納得してからご契約を。

万が一、悪質な事業者がいたり、ご相談事項がありましたら…

「経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会 相談窓口」
まで、ご連絡ください！

電話 : 03-3501-5725 (直通)
(平日 9:30-12:00、13:00-18:30)
メール : dentorii@meti.go.jp